

(補助金の交付申請をする団体の皆さんへ)

令和2年度福岡県安全・安心まちづくり団体事業補助金に関する注意点

1 補助金の対象

福岡県安全・安心まちづくり団体事業補助金（以下「補助金」という。）は、防犯活動を新たに開始し又は拡充する団体がそのために必要な防犯活動用品の購入等を補助するためのものです。

このため、団体の運営に係る経費（光熱水費、事務用品費、パトロール用車両のガソリン代や維持費等）は、補助の対象になりません。

また、防犯研修会の開催費については、団体の構成員のみを対象とする研修会の費用や研修会参加者の飲食代は、補助の対象になりません。

2 申請書類

- 申請書類中の「安全・安心まちづくり団体事業計画書」の様式は新規団体用（第2号様式①）と既存団体用（第2号様式②）で別になっていますので、正しい様式を使用してください。なお、ここで新規団体とはこれから防犯活動を始める団体や今年防犯活動を開始した団体をいい、既存団体とは新規団体以外の団体をいいます。（補助金交付申請が初めてでもこれまでに防犯活動を行っている団体は既存団体となります）
- 申請書類の作成に当たっては、記載例を参考として行ってください。

3 手続の流れ

① 補助金の交付申請

申請団体は、所定の申請書類一式を市町村の防犯担当課に提出します。（提出先の市町村が定める期限までに提出してください。）市町村では、受け付けた申請のうち県に推薦することが適当であると認められるものを県に推薦します。（5月29日まで）

② 補助金の交付の内示

県は、審査会を設置して各申請を審査し、その結果を各申請団体及び関係市町村に内示します。あわせて、補助金の交付を受ける団体（以下「補助団体」という。）に対し、概算払請求書、債権者登録申出書等の提出について案内をします。

③ 補助金の交付決定及び支払

県は、補助団体に対し正式に補助金の交付決定を通知します。その後、補助団体から概算払請求書、債権者登録申出書等の提出を受けて、補助金の概算払をします。

④ 補助事業の実施

補助団体は、補助金の交付決定後に防犯活動用品の購入等を行います。交付決定前に購入することがないようにお願いします。なお、次の⑤で述べる実績報告書には補助金の使用に係る領収書を添付する必要がありますが、日付が交付決定日前の領収書は認められません。適切な領収書の添付がない場合には補助金を返還しなければならなくなる場合がありますので、注意してください。

⑤ 実績報告

補助団体は、補助事業の終了後、県に実績報告書を提出します。

※購入した物品を使用している活動中の写真も提出してください。

⑥ 補助金の額の確定

県は、実績報告書を確認して最終的な補助金の額を確定し、補助団体に通知します。

⑦ その後

補助団体は、補助事業の終了後3年間は防犯活動を継続しなければなりません。また、補助事業の収支を記載した帳簿を証拠書類とともに5年間保存する必要があります。

3 補助事業の変更

補助金は厳正な審査を経てその交付が適当と認められた団体に交付されるものであることから、補助事業の内容を変更しようとする場合には、原則として、県に事前申請をしてその承認を得てから行う必要があります。その手続は、次の点線の枠内に示すようなものになります。

補助事業の内容（購入する物品等を含む。）を変更しようとする場合には、軽微なものと思われるときであっても、必ず事前に県の担当職員に相談してください。

【補助事業の内容の変更手続】

- ① 補助金の交付決定後における補助事業の内容の変更の必要性の発生（補助事業者）
- ② 当該変更に関する相談（補助事業者→県）
- ③ 当該変更に関し県の承認が必要な場合における申請書類の提出（補助事業者→県）
- ④ 当該変更が適当と認められる場合におけるその承認（県→補助事業者）
- ⑤ 当該承認に係る補助事業の内容に従った補助事業の実施（物品の購入等）（補助事業者）

4 団体名称の統一

複数の種類の活動を行う団体の中には、その活動の種類に応じて「〇〇地区協議会」「〇〇地区防犯パトロール隊」等の名称を使い分けている団体もあると思われませんが、補助金に関する書類においては、防犯活動で使用している1つの名称だけを使用してください。

5 代表者等の変更

補助金の交付申請後に団体の代表者、名称又は住所に変更があった場合には、県の担当者にそのことをお知らせください。

6 補助金の振込先口座

補助金の支払は口座振込によって行い、その振込先は補助団体名義の口座又は補助団体の代表者等である旨が表示されたその代表者等の名義の口座になります。これら以外の口座を補助金の振込先とする場合には、その口座と補助団体との関係を証する書類を提出していただく必要がありますので、団体の口座をお持ちでない場合には、今後の活動資金の管理のためにも、団体の口座を新たに開設されることをお勧めします。